

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規則	ページ
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則 〈4・1 揭示〉	1
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則 〈 〉	4
訓令	
◎機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令 〈4・1 揭示〉	14

規 則

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第24号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。
第7条の表中

「

県民生活・男女共同参画課	
--------------	--

」

を

「

県民生活・男女共同参画課	女性の活躍推進室
--------------	----------

」

に、

「

計画推進課	
地産地消・外商課	高知家プロモーション推進室 食品加工推進室

」

を

「

計画推進課	起業推進室
地産地消・外商課	高知家プロモーション推進室

」

に、

「

木材産業課	
木材利用推進課	

」

を

「

木材産業振興課	
---------	--

」

に改める。

第13条中「秘書に関する事務」を「次に掲げるとおり」に改め、同条に次の2号を加える。
(1) 秘書に関すること。

(2) 庁内の政策調整に関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。
第17条に次の1号を加える。

(15) 高知県行政不服審査会に関すること。
第19条第2号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。
第23条第6号中「、高知県地域経済活性化・雇用創出臨時基金」を削る。
第24条第3号中「、地方消費税交付金及び特別地方消費税交付金」を「及び地方消費税交付金」に改める。
第33条中第16号を第17号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 救急救命士に関すること。
第34条中第18号を第19号とし、第5号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 診療放射線技師に関すること（医療政策課の主管に属する事項を除く。）。
第42条第12号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

(12) 子どもの貧困対策の総合調整に関すること。
第43条第7号中「に基づく施策の推進」を削る。
第45条中第18号を削り、第17号を第18号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 高知城歴史博物館に関すること。
第47条中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 女性の活躍の推進に関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。
第52条第11号を次のように改める。
(11) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に関すること。
第52条第12号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

(12) 起業や新事業展開の促進に関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。
第53条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 食品産業クラスターの形成に関すること。
第54条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生涯活躍のまち形成事業に関すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。
第55条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地域活性化対策に関すること。
第74条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。
第74条の2第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 観光クラスターの推進に関すること。
第75条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 国際観光の推進に関すること。
第77条に次の1号を加える。

(13) 第20回全国農業担い手サミットに関すること。
第79条第6号を削る。
第80条中第22号を第23号とし、第15号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 農産物検査法（昭和26年法律第144号）に関すること。
第81条に次の1号を加える。

(6) 農業クラスターの推進に関すること。
第82条中第11号を第12号とし、第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 中山間農業複合経営拠点の推進に関すること。
第89条の見出しを「（木材産業振興課）」に改め、同条中「木材産業課」を「木材産業振興課」に改め、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条に次の4号を加える。

(4) 木材の利用拡大に関すること。
(5) CLTの建築及び普及の推進に関すること。
(6) 木質バイオマスの利用推進に関すること。
(7) 木材販売の推進に関すること。
第89条の2を削る。
第92条第11号を同条第12号とし、同条第10号の次に次の1号を加える。

(11) 全国豊かな海づくり大会の開催に関すること。
第128条第1項第1号、第3項第2号及び第4項第1号中「、狩猟税及び特別地方消費税」を「及び狩猟税」に改める。
第141条第1項中第46号を第47号とし、第16号から第45号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に関すること（他の課及び所の主管に属する事項を除く。）。
第141条第2項第1号中「前項第1号から第44号まで」を「前項第1号から第45号まで」に改める。

第143条第1項第11号を削り、同条第3項中第20号を第21号とし、第6号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に関すること。
第147条第1項第6号中「食品衛生検査における」を「食品及び感染症に係る」に改め、同条第2項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第3項中第12号を第13号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 毒性学的試験検査に関すること。
第189条第4号中「（平成13年法律第31号）」を削る。
第215条第1項第4号を次のように改める。

(4) 土地改良区の指導及び検査に関すること。
第215条第2項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とする。
第219条第3項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 病害虫の発生予察事業に関すること。
第255条第1項中「及び班」を削り、同項の表を次のように改める。

土木事務所名	課名
高知県安芸土木事務所	総務課 用地課 維持管理課 道路建設課 河港建設課
高知県中央東土木事務所	総務課 用地課 道路管理課 河港管理課 道路建設課

高知県高知土木事務所	総務課 用地課 道路管理課 河川管理課 港湾管理課 道路建設課
高知県中央西土木事務所	総務課 用地課 維持管理課 道路建設課 河港建設課
高知県須崎土木事務所	総務課 用地課 維持管理課 港湾漁港管理課 道路建設課 河川砂防建設課
高知県幡多土木事務所	総務課 用地課 維持管理課 道路建設課 河港建設課

第255条第2項中「及び班」を削り、同項の表を次のように改める。

事務所名	課名
高知県安芸土木事務所室戸事務所	工務課
高知県中央東土木事務所本山事務所	工務課
高知県中央西土木事務所越知事務所	道路課 河川砂防課
高知県須崎土木事務所四万十町事務所	工務課
高知県幡多土木事務所宿毛事務所	道路課 河川港湾課 施設管理課
高知県幡多土木事務所土佐清水事務所	工務課

第285条第1項中「総務部副部長（秘書政策企画担当）、産業振興推進部副部長（中山間対策）」を「総務部副部長（政策調整担当）、産業振興推進部副部長（交通運輸担当）」に、「東京事務所副所長及び東京事務所参事」を「及び東京事務所副所長」に改める。

第291条第1項中「警察本部警務部監察官」を「警察本部警務部警務課長」に改める。

第301条第2項の表中

児童相談専門監	児童虐待の防止に関する専門的事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
---------	---

を削り、

畜産振興監	試験研究から生産、流通及び販売に至る一貫した畜産振興並びに獣医師職員の確保に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
-------	---

を

環境制御技術推進監	環境制御技術の開発及び普及に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
-----------	---

に、

地域防災企画監	所管する地域の防災体制の確立及び市町村の防災対策の支援に関する専門的事務に従事するとともに、担当する地域に係る事務に従事する職員を指揮監督する。
---------	--

を

地域防災企画監	所管する地域の防災体制の確立及び市町村の防災対策の支援に関する専門的事務に従事するとともに、担当する地域に係る事務に従事する職員を指揮監督する。
---------	--

地域防災総括員	所管する地域の防災対策の支援に関する事務に従事するとともに、担当する地域に係る事務に従事する職員を指揮監督する。
---------	--

消防指導監	緊急消防援助隊に関する専門的業務並びに消防に関する企画及び指導の業務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
-------	---

に改める。

第303条第1項の表中「畜産振興監（農業振興部に限る。）」を「環境制御技術推進監（農業振興部に限る。）」に、

危機管理・防災課	危機管理指導監 防災指導監 地域防災企画監
----------	-----------------------------

を

危機管理・防災課	危機管理指導監 防災指導監 地域防災企画監 地域防災総括員
----------	--

消防政策課	消防指導監
-------	-------

に改める。

第304条第2項の表中「参事」及び「児童相談専門監」を削る。

第306条の表中

高知県特別職報	高知県特別職報酬等審議会条例（昭和39年高知県条例	行政管理課
---------	---------------------------	-------

という。） に関する 事務																
---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の3の(2)の表1の(11)の項中「第29条第5項、第30条の4第12項、第30条の11」を「第29条第6項、第30条の4第14項、第30条の11、第30条の15第6項、第30条の16第1項、第30条の17」に改め、同表の3の(2)の表2の項中「昭和23年法律第201号。」を削り、同表の3の(2)の表2の(2)の項を次のように改める。

(2) 法、医師法施行令（昭和28年政令第382号）及び医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）の規定による申請等の厚生労働大臣への提出等に関すること（健康長寿政策課及び医事薬務課が所掌する事項を除く。）											○						課長が 適当で あると 認める もの につい ては、 課長 補佐 が専決 する。
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第3の3の(2)の表3の項中「昭和23年法律第202号。」を削り、同表の3の(2)の表3の(2)の項を次のように改める。

(2) 法、歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）及び歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）の規定による申請等の厚生労働大臣への提出等に関すること（健康長寿政策課及び医事薬務課が所掌する事項を除く。）												○					課長が 適当で あると 認める もの につい ては、 課長 補佐 が専決 する。
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第3の3の(2)の表中4の(2)及び(3)の項を次のように改める。

(2) 診療放射線技師養成所の指定（法第20条第1号）																	○		
(3) (2)の指定を受けた診療放射線技師養成所に係る変更の承認（診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号。以下																		○	

「政令」という。）第9条第1項)																		
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の3の(2)の表4の(3)の項の次に次のように加える。

(4) (2)の指定を受けた診療放射線技師養成所の指定の取消し（政令第12条第1項）																		○		
(5) 法、政令及び診療放射線技師法施行規則（昭和26年厚生省令第33号）の規定による申請等の厚生労働大臣への提出等その他の法に関すること。																		○		課長が 適当で あると 認める もの につい ては、 課長 補佐 が専決 する。

別表第3の3の(2)の表5の(7)の項を削り、同表の3の(2)の表中5の(6)の項を5の(9)の項とし、5の(5)の項を5の(8)の項とし、5の(4)の項を5の(7)の項とし、5の(3)の項を5の(6)の項とし、5の(2)の項を5の(5)の項とし、同表の3の(2)の表5の(1)の項の次に次のように加える。

(2) 臨床検査技師養成所の指定（法第15条第1号）																			○	
(3) (2)の指定を受けた臨床検査技師養成所に係る変更の承認（臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）。以下「政令」という。）第12条第1項）																			○	
(4) (2)の指定を受けた臨床検査技師養成所の指定の取消し（政令第15条第1項）																			○	

別表第3の3の(2)の表5の項に次のように加える。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(10) 法、政令及び臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）の規定による申請等の厚生労働大臣への提出等その他の法に関すること。	ア 衛生検査所に関する届出の受理									○		〃
	イ ア以外のもの									○		課長が適当であると認めるものについては、課長補佐が専決する。

別表第3の3の(2)の表6の(6)の項を次のように改める。

(6) 法、政令及び理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和40年厚生省令第47号）の規定による申請等の厚生労働大臣への提出等その他の法に関すること。										○		課長が適当であると認めるものについては、課長補佐が専決する。
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--------------------------------

別表第3の3の(2)の表7の(2)の項を次のように改める。

(2) 視能訓練士養成所の指定（法第14条第1号及び第2号）										○		
--------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

別表第3の3の(2)の表7の(2)の項の次に次のように加える。

(3) (2)の指定を受けた視能訓練士養成所に係る変更の承認（視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号。以下「政令」										○		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

という。)第12条第1項)												
(4) (2)の指定を受けた視能訓練士養成所の指定の取消し（政令第15条第1項）										○		
(5) 法、政令及び視能訓練士法施行規則（昭和46年厚生省令第28号）の規定による申請等の厚生労働大臣への提出等その他の法に関すること。										○		課長が適当であると認めるものについては、課長補佐が専決する。

別表第3の3の(2)の表8の項を次のように改める。

8 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 歯科衛生士養成所の指定（法第12条第2号）										○		
	(2) (1)の指定を受けた歯科衛生士養成所に係る変更の承認（歯科衛生士法施行令（平成3年政令第226号。以下この項において「政令」という。）第4条第1項）										○		
	(3) (1)の指定を受けた歯科衛生士養成所の指定の取消し（政令第8条第1項）										○		
	(4) 法、政令及び歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第46号）の規定による届出等の厚生労働大臣への提出等に関すること。										○		

別表第3の3の(2)の表9の(2)の項を次のように改める。

(2) 法、歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）及び歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）の規定による届出、申請等の厚生労働大臣への提出等その他の法に関すること（医事薬務課が所掌する事項を除く。）。						○														課長が適当であると認めるものについては、課長補佐が専決する。
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------------------

別表第3の3の(2)の表中15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、同表の3の(2)の表11の項中(9)の項を削り、同表の3の(2)の表11の(10)の項中「(政令)」を「(保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下この項において「政令」という。))」に改め、同項を同表の3の(2)の表11の(9)の項とし、同表の3の(2)の表11の(11)の項を同表の3の(2)の表11の(10)の項とし、同表の3の(2)の表11の(12)の項を削り、同表の3の(2)の表11の項に次のように加える。

(11) 法、政令及び保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）の規定による届出、申請等の厚生労働大臣への提出等その他の法に関すること。						○														課長が適当であると認めるものについては、課長補佐が専決する。
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------------------

別表第3の3の(2)の表中11の項を12の項とし、10の項の次に次のように加える。

11 救急救命士法（平成3年法律第36号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 救急救命士養成所の指定（法第34条第1号、第2号及び第4号）					○														
	(2) (1)の指定を受けた救急救命士養成所に係る変更の承認（救急救命士学校養成所指定規則（平成3年文部省・厚生省令第2号。以下この項において「省令」という。）第3条第1項）						○													

(3) (1)の指定を受けた救急救命士養成所の指定の取消し（省令第7条）						○														
--------------------------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の3の(4)の表2の項及び3の項中「医療政策課」を「健康長寿政策課及び医療政策課」に改め、同表の3の(4)の表中15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、同表の3の(4)の表10の項中「(昭和35年法律第146号)」を削り、「関すること」を「関すること（健康長寿政策課が所掌する事項を除く。）」に改め、同項を同表の3の(4)の表11の項とし、同表の3の(4)の表中9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項の次に次のように加える。

5 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）に関する事務	照射録の提出及び検査（診療放射線技師法第28条第2項）													○						保健所長
--------------------------------	-----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	------

別表第3の3の(5)の表2の(1)の項中「第5項」を「第7項」に改め、同表の3の(5)の表2の(2)の項中「に関する評価」を「の公表等」に、「第11条第1項」を「第11条第1項及び第2項」に改め、同表の3の(6)の表1の(1)の項中「第2条」を「第7条」に改め、同表の3の(7)の表36の(6)の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同表の3の(7)の表36の(8)の項を次のように改める。

(8) 健康保持増進効果等に係る誇大表示をした者に対する勧告及び命令（法第32条第1項及び第2項）														○						〃
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	---

別表第3の3の(7)の表36の(9)の項中「(1)から(8)まで」を「(1)から(9)まで」に、「健康対策課」を「健康長寿政策課」に改め、同項を同表の3の(7)の表36の(10)の項とし、同項の前に次のように加える。

(9) 健康保持増進効果等について表示がされたものの検査及び収去（法第32条第3項において準用する法第27条第1項）														○						〃
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	---

別表第3の3の(7)の表39の(6)の項を次のように改める。

(6) 立入調査等を行う職																				県民生
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----

員への身分証明書の発行 (条例第20条第2項)												活・男女共同 参画課長 環境農 業推進 課長 地域農 業推進 課長 畜産振 興課長 漁業振 興課長 合併・ 流通支 援課長	
----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

別表第3の4の(3)の表2の(18)の項及び6の(25)の項中「不服審査」を「審査請求」に改め、同表の4の(3)の表9の項中「に限る。」を「に限り、高知県立高等技術学校において認定するものを除く。」に改め、同表の4の(5)の表1の(1)の項中「第6条の2第6項」を「第6条の3第6項」に改め、同表の5の(1)の表7の項中「事業構想検証事業に」を「ビジネスチャレンジ支援事業に」に、「事業構想検証事業費補助金」を「ビジネスチャレンジ支援補助金」に改め、同表の5の(1)の表中9の項を11の項とし、8の項を10の項とし、同項の前に次のように加える。

8 ビジネスプランコンテストに関する事務	(1) ビジネスプランコンテスト企画事業化推進事業費補助金に関する事 こと。											○	〃
	(2) ビジネスプランコンテストに係る審査員、アドバイザー等の設置のための要綱の制定及び改廃並びに当該審査員、アドバイザー等の委嘱											○	〃
9 産業人材育成事業に関する事務	産業人材育成事業の修了証書に関する事 こと。											○	〃

別表第3の5の(3)の表に次のように加える。

18 高知県	(1) 休所日の変更等(条 例第20条第2項)											○	高知県
--------	----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	-----

立消費生活センターの設置及び管理に関する条例(昭和47年高知県条例第3号。以下この項において「条例」という。)に関する事務	例第2条ただし書)													立消費生活センター 所長
	(2) 利用時間の変更(条例第3条第2項)											○	〃	
	(3) (1)及び(2)の事項以外の条例に関する事 こと。											○		

別表第3の5の(4)の表2の(3)の項中「(1)及び(2)」を「(1)から(4)まで」に改め、同項を同表の5の(4)の表2の(5)の項とし、同表の5の(4)の表2の(2)の項の次に次のように加える。

(3) 私立専修学校の設置の認可(法第130条第1項)												○	
(4) 私立各種学校の設置の認可(法第134条第2項において読み替えて準用する法第4条第1項前段)												○	

別表第3の5の(4)の表8の項を次のように改める。

8 高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例(平成20年高知県条例第46号。以下	(1) 高知県公立大学法人評価委員会の委員の委嘱(条例第3条)											○	
	(2) 高知県公立大学法人評価委員会の庶務(条例第7条)											○	

この項において「条例」という。）に関する事務																				
------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の5の(4)の表に次のように加える。

9 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 公立大学法人の理事長の任命及び解任（法第14条第1項及び第17条第1項から第3項まで）	○																		
	(2) 公立大学法人の監事の任命及び解任（法第14条第2項並びに第17条第1項及び第2項）			○																
	(3) 公立大学法人の業務方法書の認可（法第22条第1項）			○																
	(4) 公立大学法人の料金の上限の認可（法第23条第1項）			○																
	(5) 公立大学法人の中期目標の制定及び変更（法第25条第1項）			○																
	(6) 公立大学法人の中期計画の認可及び変更（法第26条第1項及び第4項）			○																
	(7) 公立大学法人の財務諸表の承認（法第34条第1項）			○															財政課長	
	(8) 公立大学法人の会計監査人の選任（法第36条）			○																
	(9) 公立大学法人の会計			○																

監査人の解任（法第39条）																				
(10) 公立大学法人の利益及び損失の処理等の承認（法第40条第3項及び第4項）			○																	財政課長
(11) 公立大学法人の借入金等の認可（法第41条第1項及び第2項）			○																	〃
(12) 公立大学法人の出資等に係る不要財産の納付等の認可（法第42条の2第1項、第2項及び第3項ただし書）			○																	〃
(13) 公立大学法人の財産の処分等の認可（法第44条第1項）			○																	〃

別表第3の6の(2)の表4の(2)の項中「第6項」を「第7項」に改め、同表の6の(2)の表4の(3)の項中「同条第4項において準用する同条第1項」を「第8条の3第1項」に改め、同表の7の(6)の表3の項中「勤労青少年福祉法」を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に、「勤労青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、同表の7の(6)の表4の(1)の項を次のように改める。

(1) 都道府県職業能力開発計画の策定及び変更（法第7条第1項及び第5項）			○																	
---------------------------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の7の(6)の表7の項中「係るものを除く」を「係るものうち、地域福祉部障害保健福祉課において認定するものを除く」に改め、同表の9の(3)の表7の(2)の項中「第11条の4第1項ただし書」を「第11条の8第1項ただし書」に改め、同表の9の(3)の表7の(7)の項中「農業共同組合連合会」を「農業協同組合連合会」に改め、同表の9の(3)の表7の(13)の項を削り、同表の9の(3)の表中7の(12)の項を7の(13)の項とし、7の(11)の項を7の(12)の項とし、7の(10)の項を7の(11)の項とし、7の(9)の項を7の(10)の項とし、7の(8)の項を7の(9)の項とし、同項の前に次のように加える。

(8) 農業協同組合（出資組合）の新設分割の認可（法第70条の3第3項）			○																	
--------------------------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の9の(3)の表7の(15)の項中「第3条の5第1項」を「第32条第1項」に改め、同表の9の(3)の表9の項を削り、同表の9の(3)の表10の(4)の項中「改善ための」を「改善に関し」に改め、同表の9の(3)の表中10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、12の項を11の項とし、13の項を12の項とし、同表の9の(4)の表中12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項の次に次のように加える。

8 農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 不正受検した農産物に係る表示の除去若しくは抹消又は検査証明書の返還の要求（法第16条及び農産物検査法施行令（平成7年政令第357号。以下この項において「政令」という。）第5条第1項第1号）				○														
	(2) 地域登録検査機関の登録申請の受理、登録及び公示（法第17条第1項、第2項及び第6項並びに政令第5条第1項第2号）					○													
	(3) 地域登録検査機関の登録事項の変更並びに業務の休止及び廃止の届出の受理及び公示（法第17条第7項から第9項まで及び政令第5条第1項第3号）					○													
	(4) 地域登録検査機関の登録の更新申請の受理、更新及び公示（法第18条第3項において準用する法第17条第1項、第2項及び第6項並びに政令第5条第1項第4号）					○													
	(5) 登録の更新を受けなかった地域登録検査機関の登録の失効の公示（法第18条第4項及び政令第5条第1項第5号）					○													

(6) 地域登録検査機関の変更登録申請の受理、変更登録及び公示（法第19条第2項並びに同条第3項において準用する法第17条第2項及び第6項並びに政令第5条第1項第6号）						○													
(7) 地域登録検査機関からの農産物検査の報告の受理（法第20条第3項及び政令第5条第1項第7号）						○													
(8) 地域登録検査機関からの業務規程の届出の受理（法第21条第1項及び政令第5条第1項第8号）						○													
(9) 業務規程の変更命令（法第21条第2項及び政令第5条第1項第8号）							○												
(10) 地域登録検査機関に対する適合命令（法第22条及び政令第5条第1項第9号）							○												
(11) 地域登録検査機関に対する改善命令（法第23条及び政令第5条第1項第10号）							○												
(12) 地域登録検査機関の登録の取消し及び公示（法第24条及び政令第5条第1項第11号）							○												
(13) 地域登録検査機関に対する農産物検査の業務の停止命令、公示及び聴聞（法第24条第2項及び第4項並びに第32条第1							○												

	と。																	
	(3) (2)の事項以外の木造公共施設等整備事業に関すること。					○												
10 木質資源利用促進事業に関する事務	(1) 事業に係る補助金に係る内示、交付決定、検査、支払及び確定に関すること。									○								林業事務所長 (高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内のものにあつては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。)
	(2) (1)の事項以外の木質資源利用促進事業に関すること。					○												
11 県産材用途拡大事業に関する事務	(1) 県産材新規用途導入促進事業に係る補助金に係る内示、交付決定、検査、支払及び確定に関すること。									○								林業事務所長 (高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管

																			区域内のものにあつては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。)
	(2) (1)の事項以外の県産材新規用途導入促進事業に関すること。									○									

別表第3の10の(5)の表を削り、同表の10の(6)の表を同表の10の(5)の表とし、同表の10の(7)の表を同表の10の(6)の表とし、同表の10の(8)の表を同表の10の(7)の表とし、同表の10の(9)の表を同表の10の(8)の表とし、同表の13の(1)の下表3の(11)の項及び5の(2)の項並びに13の(2)の下表1の(3)の項及び3の(2)の項中「係るもの」を「係るもの並びに一般会計に係るものうち総務事務センターにおいて支出の決定をしたもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

高知県訓令第5号

本 庁
各出先機関

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（高知県県民生活対策協議会設置規程の一部改正）

第1条 高知県県民生活対策協議会設置規程（昭和56年4月高知県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「林業振興・環境部木材産業課長」を「林業振興・環境部木材産業振興課長」に改める。

（高知県漁業協同組合合併促進本部設置規程の一部改正）

第2条 高知県漁業協同組合合併促進本部設置規程（昭和47年5月高知県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表部員の項中「水産振興部合併・流通支援課企画監（漁協経営改善担当）」を削り、同表幹事の項中「水産振興部合併・流通支援課チーフ（計画推進担当）」を削り、

「水産振興部合併・流通支援課チーフ（流通・消費拡大担当）」

を

「水産振興部合併・流通支援課チーフ（流通・消費拡大担当）」

水産振興部合併・流通支援課チーフ（輸出振興担当）」

に改める。

（高知県道路監理員規程の一部改正）

第3条 高知県道路監理員規程（昭和42年5月高知県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及びチーフ（保全担当）」を「、チーフ（維持担当）及びチーフ（修繕担当）」に改め、同項第2号中「、工務第一課長」を削り、「維持管理第一班長、維持管理第二班長、維持管理第三班長、道路班長、道路第一班長、道路第二班長、道路第三班長、道路管理班長及び道路保全班長」

を「道路課長、チーフ（維持管理第一担当）、チーフ（維持管理第二担当）、チーフ（維持管理第三担当）、チーフ（道路第一担当）、チーフ（道路第二担当）、チーフ（道路第三担当）、チーフ（道路管理担当）、チーフ（道路保全担当）及びチーフ（道路公園担当）。ただし、幡多土木事務所のチーフ（維持管理第一担当）を除く。」に改め、同条第2項中「必要と」を「必要があると」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。